

会員の資格の喪失に関する規定

喪失日以降に納入した場合、前年度会費を納入していても会員番号は新たに発行するものとする

この規程を改廃、変更するときは、理事会にて審議し、承認を得るものとする。

平成 29 年 2 月 25 日